

物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領

(指名停止)

- 第1 林野庁長官、森林管理局長及び森林技術総合研修所長（以下「部局長」という。）は、有資格者（全省庁統一の競争参加資格の審査を受け、当該資格を有すると認められた者をいう。以下同じ。）が別表各号に掲げる措置要件の1に該当するときは、情状に応じて同表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格者について指名停止を行うものとする。
- 2 部局長が指名停止を行ったときは、部局に属する会計法（昭和22年法律第35号）第29条の3第1項に規定する契約担当官等（以下「所属担当官」という。）は、物品の製造、物品の購入又は役務等の契約のため指名を行うに際し、当該指名停止に係る有資格者を指名してはならない。当該指名停止に係る有資格者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

(再請負人及び共同事業体に関する指名停止)

- 第2 部局長は、第1第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき有資格者である再請負人があることが明らかになったときは、当該再請負人について、請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。
- 2 部局長は、第1第1項の規定により共同事業体について指名停止を行う場合は、当該共同事業体の有資格者である構成員（明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる者を除く。）について、当該共同事業体の代表者の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。
- 3 部局長は、第1第1項及び前2項の規定による指名停止に係る有資格者を構成員に含む共同事業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

(指名停止の期間の特例)

- 第3 有資格者が1の事案により別表各号の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する指名停止の期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。
- 2 有資格者が次の各号の一に該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める指名停止の期間の短期の2倍の期間（当初の指名停止の期間が1カ月に満たない場合は1.5倍、同表第12号の措置要件に該当することとなった場合は2.5倍）とする。
- (一) 別表各号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1カ年を経過するまでの間

(指名停止の期間中を含む。)に、それぞれ同表各号の措置要件に該当することとなった場合。

(二) 別表第1号から第4号まで又は第5号から第12号までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後3カ年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号から第4号まで又は第5号から第12号までの措置要件に該当することとなった場合(前号に掲げる場合を除く。)

3 部局長は、有資格者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号、前前2項及び第4第一号から第三号までの規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1の期間まで短縮することができる。

4 部局長は、有資格者について極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍(当該長期の2倍が36ヶ月を超える場合は36ヶ月)まで延長することができる。

5 部局長は、指名停止の期間中の有資格者について情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになった場合は、別表各号、前各項及び第4に定める指名停止の期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。この場合において、同表第12号に該当し、かつ、当初の指名停止期間が満了しているときは、当初の指名停止期間を変更した場合の期間から、当初の指名停止期間を控除した期間をもって、新たに指名停止を行うことができるものとする。

6 部局長は、指名停止の期間中の有資格者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めた場合は、当該有資格者について指名停止を解除するものとする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止期間の特例)

第4 部局長は、第1第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)違反等の不正行為により次の各号の一に該当することとなった場合には、それぞれ当該各号に定める期間を指名停止の期間の短期とする。

(一) 談合情報を得た場合、又は農林水産省の職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合において、有資格者から当該談合を行っていないとの誓約書が提出されたにもかかわらず、当該事案について、別表第6号、第9号、第11号又は第12号に該当したときは、それぞれ当該各号に定める短期の2倍(同表第12号に該当する場合は2.5倍)の期間

(二) 別表第5号から第12号までに該当する有資格者(その役員又は使用人を含む。)について、独占禁止法違反に係る確定判決、確定した排除措置命令、課徴金納付命令、審決又は公契約関係競売等妨害(刑法(明治40年法律第45号)第96条の6第1項に規定する罪をいう。以下同じ。)若しくは談合(刑法第96条の6第2項に規定する罪をいう。以下同じ。)に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は公

契約関係競売等妨害若しくは談合の首謀者（独占禁止法第7条の2第8項各号に該当する者をいう。）であることが明らかになったとき（前号に掲げる場合を除く。）は、それぞれ当該各号に定める短期の2倍（同表第12号に該当する有資格者にあつては、2.5倍）の期間

(三) 別表第5号から第7号まで又は第12号に該当する有資格者について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があつた場合（前二号に掲げる場合を除く。）は、それぞれ当該各号に定める短期の2倍（同表第12号に該当する有資格者にあつては、2.5倍）の期間

(四) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあつたことが明らかとなつたときで、当該関与行為に関し、別表第5号から第7号まで又は第12号に該当する有資格者に悪質な事由があるとき（第一号から前号までの規定に該当することとなつた場合は除く。）は、それぞれ当該各号に定める短期に1ヶ月（同表第12号に該当する有資格者にあつては、1.5ヶ月）加算した期間。

(五) 農林水産省又は他の公共機関の職員が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで控訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第8号から第12号に該当する有資格者に悪質な事由があるとき（第一号又は第二号の規定に該当することとなつた場合は除く。）は、それぞれ当該各号に定める短期に1ヶ月（同表第12号に該当する有資格者にあつては、1.5ヶ月）加算した期間。

（指名停止の通知）

第5 部局長は、第1第1項若しくは第2各項の規定により指名停止を行い、第3第5項の規定により指名停止の期間を変更し、又は第3第6項の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格者に対し遅滞なくそれぞれ別紙様式第1号、別紙様式第2号又は別紙様式第3号により通知するものとする。

（随意契約の相手方の制限）

第6 所属担当官は、次項に掲げる場合を除き、指名停止の期間中の有資格者を随意契約の相手方としてはならない。

2 所属担当官は、会計法第29条の3第4項に規定する場合は、あらかじめ部局長の承認を受けて指名停止の期間中の有資格者を随意契約の相手方とすることができる。

3 部局長は、前項の承認をしたときは、別紙様式第4号により林野庁長官に報告するものとする。

（再請負等の禁止）

第7 所属担当官は、指名停止の期間中の有資格者が当該所属担当官の契約に係る物品の製造、物品の購入又は役務等を下請し、又は受託することを承認してはならない。

（指名停止の報告等）

第8 森林管理局長及び森林技術総合研修所長は、第1第1項若しくは第2各項の規定により指名停止を行い、第3第5項の規定により指名停止の期間を変更し、又は第3第

6項の規定により指名停止を解除した場合は、それぞれ別紙様式第5号、別紙様式第6号又は別紙様式第7号により、林野庁長官に報告するものとする。

2 林野庁長官は、前項の規定による報告があった場合において、当該報告に係る事案が他の森林管理局又は森林技術総合研修所における指名停止に関連すると認めるときは、遅滞なく、その森林管理局長又は森林技術総合研修所長に通知するものとする。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第9 部局長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(その他)

第10 この要領に定めのない事項については、林野庁一般会計等契約事務取扱要領（昭和64年1月6日付け63林野政第806号林野庁長官通達）及び競争参加者選定事務取扱要領（昭和60年12月25日付け60林野管第386号林野庁長官通達）の定めるところによる。

附 則

この要領は、平成26年12月4日から施行する。ただし、指名停止の措置要件に該当する事由が、平成26年12月4日以前に生じたものについては、なお従前の例による。

別表 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準（第1、第2、第3及び第4関係）

措 置 要 件	指 名 停 止 の 期 間
(贈賄)	
1 次のイ、ロ又はハに掲げる者が当該地方支分部局等に所属する職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
イ 代表役員等（有資格者である個人又は有資格者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めべき肩書きを付した役員を含む。）をいう。以下同じ。）	4カ月以上12カ月以内
ロ 一般役員等（有資格者の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）を代表する者でイに掲げる者以外のものをいう。以下同じ。）	3カ月以上9カ月以内
ハ 有資格者の使用人でロに掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）	2カ月以上6カ月以内
2 次のイ、ロ又はハに掲げる者が当該地方支分部局等に所属する職員以外の農林水産省職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
イ 代表役員等	4カ月以上12カ月以内
ロ 一般役員等	2カ月以上6カ月以内
ハ 使用人	1カ月以上3カ月以内
3 次のイ、ロ又はハに掲げる者が当該地方支分部局等の管轄区域（管轄区域の定めがない地方支分部局等にあっては、所属担当官の置かれている官署の所在地の属する都道府県の区域及び当該都道府県に隣接する都道府県の区域等部局長が適宜定める区域とする。以下同じ。）内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
イ 代表役員等	3カ月以上9カ月以内
ロ 一般役員等	2カ月以上6カ月以内
ハ 使用人	1カ月以上3カ月以内
4 次のイ又はロに掲げる者が当該地方支分部局等の管轄区域外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
イ 代表役員等	3カ月以上9カ月以内
ロ 一般役員等	1カ月以上3カ月以内
(独占禁止法違反行為)	

<p>5 当該地方支分部局等が管轄する区域内において、業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、契約の相手方として不相当であると認めるとき（次号及び第12号に掲げる場合を除く。）。</p>	<p>当該認定をした日から 2カ月以上9カ月以内</p>
<p>6 次のイ又はロに掲げる者が締結した契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき（第12号に掲げる場合を除く。）。</p>	<p>当該認定をした日から</p>
<p>イ 当該地方支分部局等の所属担当官</p>	<p>3カ月以上12カ月以内</p>
<p>ロ 当該地方支分部局等の所属担当官以外の農林水産省の所属担当官</p>	<p>2カ月以上9カ月以内</p>
<p>7 当該部局が管轄する区域外において、他の公共機関の職員が締結した契約に関し、代表役員等又は一般役員等が、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、刑事告発を受けたとき（第12号に掲げる場合を除く。）。 (公契約関係競売等妨害又は談合)</p>	<p>刑事告発を知った日から 1カ月以上9カ月以内</p>
<p>8 次のイ又はロに掲げる者が締結した契約に関し、一般役員等又は使用人(使用人においてはイに掲げる場合に限る)が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第12号に掲げる場合を除く。）。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p>
<p>イ 当該地方支分部局等の管轄する区域内の他の公共機関の職員</p>	<p>2カ月以上12カ月以内</p>
<p>ロ 当該地方支分部局等の管轄する区域外の他の公共機関の職員</p>	<p>1カ月以上12カ月以内</p>
<p>9 次のイ又はロに掲げる者と締結した契約に関し、一般役員等又は使用人が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第12号に掲げる場合を除く。）。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p>
<p>イ 当該地方支分部局等の所属担当官</p>	<p>3カ月以上12カ月以内</p>
<p>ロ 当該地方支分部局等の所属担当官以外の農林水産省の所属担当官</p>	<p>2カ月以上12カ月以内</p>
<p>10 他の公共機関の職員が締結した契約に関し、代表役員等が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第12号に掲げる場合を除く。）。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から 3カ月以上12カ月以内</p>
<p>11 農林水産省の所属担当官が締結した契約に関し、代表役員等が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（次号に掲</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から 4カ月以上12カ月以内</p>

げる場合を除く。)

(重大な独占禁止法違反行為等)

- 12 農林水産省の所属担当官が締結した契約に関し、次のイ又はロに掲げる場合に該当することとなったとき(当該契約に政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の適用を受けるものが含まれる場合に限る。)

イ 独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、刑事告発を受けたとき(有資格者である法人の役員若しくは使用人又は有資格者である個人若しくはその使用人が刑事告発を受け、又は逮捕された場合を含む。)

ロ 有資格者である法人の役員若しくは使用人又は有資格者である個人若しくはその使用人が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。

(不正又は不誠実な行為)

- 13 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。

- 14 前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不相当であると認められるとき。

刑事告発、逮捕又は公訴を知った日から

6か月以上36か月以内

当該認定をした日から
1か月以上9か月以内

当該認定をした日から
1か月以上9か月以内

別紙様式第1号（第5関係）

番 号
年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名 殿

部局長名

印

指 名 停 止 通 知 書

この度、貴 〃 が（の） ① ことは、誠に遺憾である。よって下記のとおり指名停止を行うこととしたので通知する。今後はかかる事態が生ずることのないよう十分注意されたい。

なお、「指名停止等措置に係る苦情処理手続要領」（平成19年3月16日付け18経第1840号）の定めるところにより、当職に対してこの措置について苦情申立をすることができる。この場合、平成〇年〇月〇日までに〔担当課名〕にその旨を記載した書面を提出されたい。

記

- 1 指名停止の期間 ②
2 指名停止の理由 ③

（備 考）

- 1 ①には、措置要件に該当する事実を簡明に記載する。
2 ②には、指名停止の期間の始期及び終期を記載する。
3 ③には、措置要件に該当する事実について、発生日時、場所、概要等を記載する。
4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4縦とする。

別紙様式第2号（第5関係）

番 号
年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名 殿

部局長名

印

指 名 停 止 変 更 通 知 書

先に、 年 月 日付け 第 号をもって貴 の指名停止を行った旨を通知したところであるが、この度、下記のとおり当該指名停止の内容を変更したので通知する。

記

- 1 従前の指名停止の期間
- 2 変更後の指名停止の期間
- 3 変更の理由

（備 考）

用紙の大きさは、日本工業規格A列4縦とする。

別紙様式第3号（第5関係）

番 号
年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名 殿

部局長名

印

指 名 停 止 解 除 通 知 書

先に、 年 月 日付け 第 号をもって貴 の指名停止を行った旨を通知したところであるが、この度、当該指名停止を解除したので通知する。

（備 考） 用紙の大きさは、日本工業規格A列4縦とする。

別紙様式第4号（第6関係）

番 号
年 月 日

林 野 庁 長 官 殿

部局長名 印

指名停止の期間中の有資格者との随意契約の承認について

契 約 目 的	
数 量 及 び 金 額	
契 約 履 行 の 場 合	
契 約 の 相 手 方	
契約予定年月日及び履行期限	

上記の契約については、下記の理由により、指名停止の期間中の有資格者と随意契約を締結することを承認したので報告する。

記

理由

（備 考） 用紙の大きさは、日本工業規格A列4縦とする。

番 号
年 月 日

林 野 庁 長 官 殿

部局長名

印

指 名 停 止 報 告 書

商 号 又 は 名 称	
代 表 者 氏 名	
住 所	
登録業種の区分、等級及び当該等級における順位	
指名及び契約の実績	

上記の有資格者について、「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領」別表第 号の措置要件に該当する事実があるため、下記のとおり指名停止を行ったので報告する。

記

- 1 指名停止の期間
- 2 指名停止の理由
- 3 通知を行わなかった場合には、その理由
- 4 備考（他機関の見解等）

（備考）

用紙の大きさは、日本工業規格A列4縦とする。

番 号
年 月 日

林 野 庁 長 官 殿

部局長名 印

指 名 停 止 変 更 報 告 書

商 号 又 は 名 称	
代 表 者 氏 名	
住 所	

上記の有資格者については、先に 年 月 日付け 第 号をもって指名停止を行った旨を報告したところであるが、この度、下記のとおり指名停止の内容を変更したので報告する。

記

- 1 従前の指名停止の期間
- 2 変更後の指名停止の期間
- 3 変更の理由

（備 考）

用紙の大きさは、日本工業規格A列4縦とする。

番 号
年 月 日

林 野 庁 長 官 殿

部局長名 印

指 名 停 止 解 除 通 知 書

商 号 又 は 名 称	
代 表 者 氏 名	
住 所	

上記の有資格者については、先に 年 月 日付け 第 号をもって指名停止を行った旨を報告したところであるが、この度、下記の理由により当該指名停止を解除したので報告する。

記

理由

（備 考） 用紙の大きさは、日本工業規格A列4縦とする。

別紙 2

○物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領の取扱い

1 第1第1項関係

- (1) 全省庁統一の競争参加資格の審査が導入されたことに伴い、各森林管理局長及び森林技術総合研修所長（以下「部局長」という。）において、業務等に関連が無く、かつ、指名停止による実効性が無いと判断される有資格者については、指名停止の対象としないことができるものとする。
- (2) 指名停止の期間中の有資格者について、別件により再度指名停止を行う場合の始期は、再度指名停止の措置を決定したときとする。
なお、この場合、指名停止の通知をするときは、別途行うものとする。

2 第2関係

第3項の規定に基づく共同事業体の指名停止は、指名停止の期間中の有資格者を共同事業体を通じて指名しないための措置であり、当該共同事業体自らが別表各号の措置要件に該当したために行うものではないので、同項の規定に基づく指名停止については、第3第2項の規定に基づく措置（以下「短期加重措置」という。）の対象とはしないものとする。

3 第3第2項関係

- (1) 有資格者が別表各号の措置要件に該当することとなった基となる事実又は行為が、当初の指名停止を行う前のものである場合には、短期加重措置の対象としないものとする。
- (2) 再請負人又は共同事業体の構成員が短期加重措置に該当するときは、請負人又は共同事業体の指名停止の期間を超えてその指名停止の期間を定めることができるものとする。
- (3) 短期加重措置の対象となり、かつ、第4各号の一に該当することとなった場合には、部局長の判断により短期加重措置を受けた後の短期に加重を行うこととする。

4 第4関係

- (1) 第4各号に掲げる事由の二以上に該当することとなった場合には、部局長の判断により指名停止の期間に加重を行うこととする。
- (2) 第4号及び第5号の「悪質な事由があるときは」とは、当該発注者に対して有資格者が不正行為の働きかけを行った場合等をいうものとする。
- (3) 「他の公共機関の職員」（第5号並びに別表第3号、第4号、第7号、第8号及び第10号関係）とは、刑法（明治40年4月24日法律第45号）第7条第1項に定める国又は地方公共団体の職員その他法令により公務に従事する職員、委員その他の職員をいうものであり、特別法上公務員とみなされる場合を含む。更に私人で

あっても、その職務が公共性を持つため、特別法でその収賄罪の処罰を規定している場合の当該私人を含む。

5 第8第1項関係

林野庁長官は、第1項の規定に基づく部局長からの報告があった場合は、遅滞なく農林水産省大臣官房経理課長に通知するものとする。

6 別表関係

(1) 「代表権を有すると認めるべき肩書」(第1号関係)とは、専務取締役以上の肩書きをいうものとする。

(2) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条に違反した場合(第5号、第6号、第7号及び第12号イ関係)は、次のアからエまでに掲げる事実のいずれかを知った後、速やかに指名停止を行うものとする。

ア 排除措置命令

イ 課徴金納付命令

ウ 刑事告発

エ 有資格者である法人の代表者、有資格者である個人又は有資格者である法人若しくは個人の代理人、使用人その他の従業者の独占禁止法違反の容疑による逮捕

(3) 独占禁止法第8条第1号に違反した場合(第5号及び第6号関係)は、課徴金納付命令が出されたことを知った後、速やかに指名停止を行うものとする。

(4) 別表第5号から第7号まで及び第12号イの措置要件に該当した場合において課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの指名停止の期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1とする。この場合において、この号前段の期間が別表第5号から第7号まで及び第12号イに規定する期間の短期を下回る場合においては、第3第3項の規定を適用するものとする。

(5) 「業務」(第5号及び第13号関係)とは、個人の私生活上の行為以外の有資格者の業務全般をいうものとする。

(6) 「業務に関し不正又は不誠実な行為」(第13号関係)とは、原則として、次の場合をいうものとする。

ア 有資格者である個人、有資格者の役員又はその使用人が当該部局が管轄する区域内における業務に関する法令違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合

イ 部局発注事案に関して、落札決定後辞退、有資格者の過失による入手手続の大幅な遅延等の著しく信頼関係を損なう行為があった場合

7 指名停止の期間等の決定

(1) 部局長が指名停止を行う場合は、他の部局長(他の農林水産省の機関を含む。)との均衡に配慮するものとする。

(2) 一の有資格者が同一案件で工事請負契約指名停止等措置要領(昭和59年6月11

日付け59林野管第156号林野庁長官通達)の別表2に掲げる措置要件にも該当する場合は、これと合わせて指名停止を行うものとする。

なお、この場合、指名停止の通知は部局長として1通とする。

附 則

この通知は物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領の施行の日から施行する。